

《永寿荘ショートステイセンター重要事項説明書》

1. 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人 <small>けいせんかい</small> 恵泉会
(2) 法人所在地	山形県鶴岡市茅原町 ^{ちわらまち} 28番10号
(3) 電話番号	0235-25-6111 (代表)
(4) 代表者氏名	理事長 後藤 重好
(5) 設立年月	昭和55年3月24日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	障害福祉サービス 短期入所 ・山形県知事より指定を受けた日 平成28年3月29日 事業所番号 0610300626
(2) 事業所の目的	・社会福祉法人恵泉会が運営する介護老人福祉施設特別養護老人ホーム永寿荘（以下「併設本体施設」という。）に併設する永寿荘ショートステイセンター（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所およびその従事者が支給決定障害者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定短期入所を提供することを目的とする。
(3) 事業所の名称	永寿荘ショートステイセンター
(4) 事業所の所在地	山形県鶴岡市茅原町28番10号
(5) 電話番号	0235-25-6111 (代表)
(6) 事業所長氏名	加藤 昌司

(7) 当事業所の 運営方針	・事業所が実施する事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、その他必要な福祉サービスを適切に提供するものとする。
(8) 開設年月	平成28年4月1日
(9) 営業日及び 営業時間	・営業日 年中無休
(10) 提供形態	空床利用型
(11) 提供対象者	・身体障害者 ・身体障害児

3. 職員体制 (業務に支障がないときは、他の職務を兼務することができる)

職 種	人 数	区 分	
		常 勤	非常勤
事業所長 (管理者)	1名	1	
医 師	2名		2 (嘱託)
看護師	7名	7	
介護員	56名	44	12
栄養士	1名	1	
事務員	3名	3	
業務員	5名	3	2

4. 主な職員の勤務体制

職 種	勤 務 時 間
事業所長 (管理者)	8時間
看護師	8時間
介護員	8時間
栄養士	8時間
事務員	8時間

5. 当事業所が提供するサービスの内容

①食事の提供

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事の提供に努めます。
- ・温冷配膳車を使用し、温かいものは温かく、冷たいものは冷たい状態でめし上っていただいております。
- ・食事時間

朝食 8:00 ~ 昼食 12:00 ~ 夕食 18:00 ~

②入浴又は清拭

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・車イスや寝たきりの方でも、当事業所の各種機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤生活相談

- ・利用者及びご家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

⑥健康管理

- ・日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

⑦送迎サービス

- ・ご希望により、自宅と永寿荘間の送迎を永寿荘の車輛で行います。

⑧その他の必要な介護

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

6. ショートステイで徴収する費用の概要

(1) 短期入所サービス費：厚生労働大臣が定める額 (利用者の定率負担額)

区 分	摘 要	金 額
福祉型短期入所サービス費 (Ⅰ) (短期入所のみを利用する場合)	区分6	902 円/日
	区分5	766 円/日
	区分4	633 円/日
	区分3	569 円/日
	区分1・2	497 円/日
福祉型短期入所サービス費 (Ⅱ) (日中活動系サービスを併せて利用する場合)	区分6	588 円/日
	区分5	515 円/日
	区分4	310 円/日
	区分3	234 円/日
	区分1・2	168 円/日
福祉型短期入所サービス費 (Ⅲ) 【児童】(短期入所のみを利用する場合)	区分3	766 円/日
	区分2	601 円/日
	区分1	497 円/日
福祉型短期入所サービス費 (Ⅳ) 【児童】(通所支援を併せて利用する場合)	区分3	515 円/日
	区分2	272 円/日
	区分1	168 円/日
短期利用加算	利用開始から 30 日以内の期間について加算	30 円/日
栄養士配置加算 (Ⅰ)	管理栄養士 (常勤) を配置し、食事管理を行っている場合	22 円/日
食事提供体制加算	食事提供のための体制を整えている場合	48 円/日
送迎加算	自宅と事業所間の送迎をした場合	186 円/回

※上記区分に応じた金額の合計額が利用者負担額となりますが、市町村長が決定した負担上限月額を超えて請求することはありません。

(2) その他の利用料

- ① 食事 1日につき 1,392 円
 - ・朝食 303 円 (内食材料費 194 円)
 - ・昼食 575 円 (内食材料費 352 円)
 - ・夕食 514 円 (内食材料費 341 円)
- ② 水道光熱費 1日につき 329 円
- ③ 日用品費、その他日常生活費 実費
- ④ 送迎費 (事業所と他の日中活動等を実施している事業所間) 186 円/回

(3) 利用料金のお支払方法 (契約書第 7 条参照)

●前記 (1) (2) の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算しご請求しますので、指定する日までに次のいずれかの方法でお支払い下さい。

①金融機関口座からの自動引落し 利用月の翌々月 22日
②その他 利用月の翌月の末日まで

7. ご利用に当たっての確認事項

- 1. 以下の方のご利用をお断りすることがあります。
 - ①インフルエンザや疥癬やノロウィルスなどの感染症を発病なされている方。
 - ②体調が振るわず、施設利用が不適切と思われる方。
 - ③その他、医師より施設利用が不適切とされた方。
- 2. 利用中の病院等への通院は、ご家族等の対応で行っていただきます。
- 3. 利用中に体調が急激に変化した場合は、ご家族等に連絡します。
状況により来荘していただく場合もあります。

8. 協力医療機関

医療機関の名称	鶴岡市立 荘内病院
所在地	鶴岡市泉町4番20号
医療機関の名称	医療法人 宮原病院
所在地	鶴岡市三和町1番53号

9. 非常災害時の対策

非常時の対応	防災対応マニュアルにより対応いたします。
防災訓練	避難等訓練を年2回実施します。
消防計画	本体施設と一体的に作成しています。

10. 苦情の受付について

<p>(1) 当事業所における苦情の受付 (当事業所への苦情や相談は、 右の窓口で受け付けます。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理窓口 (担当者) 苦情処理担当者 永寿荘福祉支援課長 ● 受付時間 毎週 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 ● ご来荘の場合 事務室窓口にお申し出下さい ● お電話の場合 電話番号 0235-25-6111 ファックス 0235-25-6112 ● 郵送の場合 〒997-0018 鶴岡市茅原町28-10 永寿荘 苦情処理担当者 行
<p>(2) 行政機関その他苦情受付機関</p>	<p>鶴岡市役所 障害福祉課 所在地 〒997-0035 鶴岡市馬場町9-25 電話番号 0235-25-2111</p> <p>山形県福祉サービス運営適正化委員会 所在地 〒990-0021 山形市小白川町二丁目3-31 電話番号 023-626-1755</p>

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面に 基づき重要事項の説明を行いました。			
永寿荘ショート ステイセンター	職名		印
	氏名		

利用者	住所		
	氏名		印

身元引受人	住所		
	氏名	(続柄)	印

身元保証人	住所		
	氏名	(続柄)	印

(身元引受人と同じ場合は記載不要)

